

令和7年12月8日

「生活充実講座」を地域に広める会
～みちみち～ 会員各位

「生活充実講座」を地域に広める会
～みちみち～副代表 岡田 増夫

今年も後僅かになりました。
良い年をお迎えになりますように、お祈り申し上げます
メールで連絡させて頂きました。
いろいろお世話になってます。
令和8年度市民提案型協働事業
審査結果＝不採択となりました。
残念ながら、通知書の、コピーを会員の皆様に郵送いたします。
ご了承くださいませ。

なお、12月14日の定例会ですが、
私:岡田が、日赤のセミナーに出席しなければなりませんので、欠席させて頂きます。
下村代表とは、しばしば連絡を取っていますので、よろしくお願い致します。

以上

統計5年分の広島県。

結婚件数 約10,000件

離婚 〃 約4,000件

アンケート調査で

20代の若い人の結婚希望は 80% 超。

しかし、むづかしいと思っている人は 30%。

地域、職場の改善で、できるだけ負担を減らして

結婚がすすむ様に努力したいと

思っています。

令和7年12月4日

事業提案団体代表者 様

三原市経営企画部地域企画課

令和8年度市民提案型協働事業の審査結果について

貴団体から提案を受けた令和8年度市民提案型協働事業について、採否を決定しましたので、提案結果通知書及び審査結果表を送付します。

問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

三原市経営企画部地域企画課 藤本・富田

TEL : 0848-67-6184 FAX : 0848-64-7101

E-mail: chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

三地企第939号
令和7年12月4日

「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～
代表 下村 拓滋 様

三 原 市 長
(地域企画課)



市民提案型協働事業提案結果通知書

令和7年8月26日付けで提案のあった協働事業について、次のとおり決定しましたので、三原市市民提案型協働事業実施要綱第6条の規定により通知します。

提案事業名	婚活～並びに終活～身元保証人確保のため、新しい仕組みを創設し、三原市民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します
決定内容	協働事業として実施することが適当であると認められないため、実施候補事業として不採択とします。

市民提案型協働事業 審査結果表

団体名	「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～
提案事業名	婚活～並びに終活～身元保証人確保のため、新しい仕組みを創設し、三原市民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します

1 団体要件審査	☒ 適 ・ ☐ 不適
----------	---

2 提案対象除外規定審査	☒ 適 ・ ☐ 不適
--------------	---

3 提案内容、団体の適性に関する審査				適 ・ ☒ 不適				
事業の公益性	事業の必要性	事業の先駆性、独創性	予算の妥当性	協働の必要性・相乗効果	役割分担、事業計画の妥当性	事業遂行能力	自立性	合計
2.75	3.00	2.00	1.75	0.50	0.50	1.50	2.25	14.3

※評価：各項目5点満点、合計40点満点。点数は、審査委員の採点の平均点。

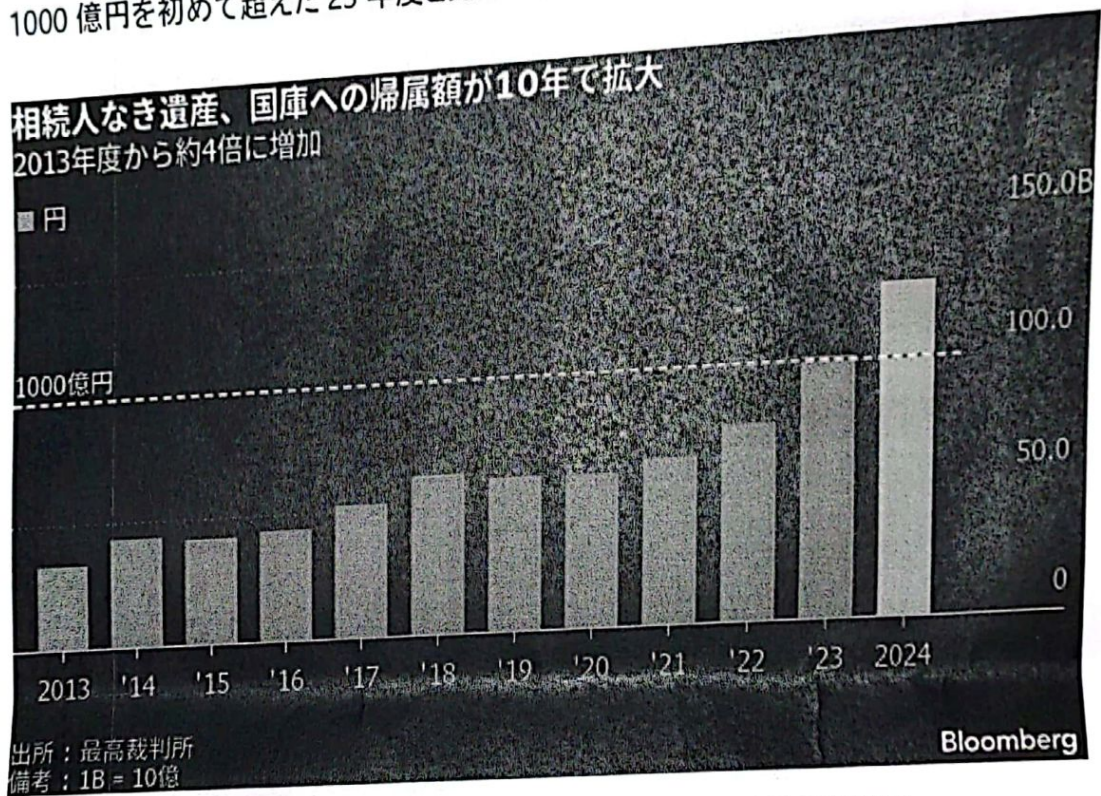
最終審査結果

事業の採否	採用 ・ ☒ 不採用
採否理由	採択基準を満たしておらず、協働事業として実施することが適当と認められないため
審査会意見	・ 制度の性質上、担当課の協働が難しいと協働事業としての実施は難しいと考えます。 ・ 団体の事業全体を提案対象とするのではなく、特定の事業について提案を検討してみてもいいでしょうか。 ・ 社会的課題という認識は理解できるし、大切な活動の推進をされていると感じます。しかし、三原市の担当課と協働が難しいため、協働事業として実施するのは困難だと思います。 ・ 多岐にわたる分野への関心は良いと思いますが、事業については絞った方が専門性が増して良いと思いました。「生活充実講座」は参加者にとっても良い機会であると聞いています。そのため、そこからの派生の範囲を少しずつ増やす程度で進めていくのはどうでしょうか。 ・ 身元保証人確保の取り組みにおいて、「三原市が遺贈を受け、その方が亡くなられた際には適切に処理し、財産管理する」仕組みは、整理すべき事項も多いと思われ、現時点で市を含めた関係団体との協働は難しいと考えます。 ・ 提案されている「婚活」の取組が不明瞭であり、生活充実講座との関連性も具体的なことが示されていないため、協働事業としての必要性が判断できません。

令和7年12月8日 *インターネットから (引用)*

(ブルームバーグ): 身寄りのない高齢者が増加し、財産の行き場がなくなるケースが増えている。

相続人が不在で国庫に納められた財産が、2024年度は約1292億円に上ったことが最高裁判所への取材で判明した。記録がある2013年度の4倍近くで、1000億円を初めて超えた23年度と比べても約3割増加した。



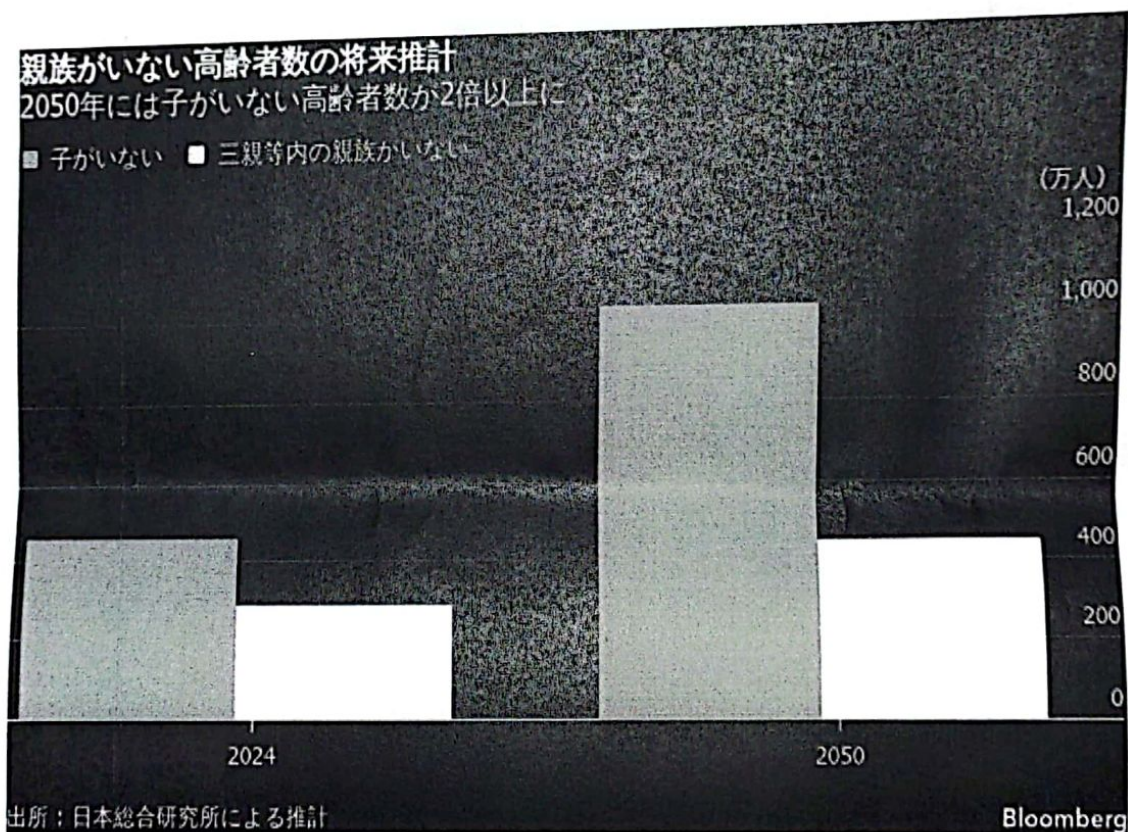
相続人なき遺産、国庫への帰属額が10年で拡大 | 2013年度から約4倍に増加 © 出所: 最高裁判所

拡大の背景には親族がいない人の増加があると、日本総合研究所調査部の岡元真希子副主任研究員はレポートで指摘する。厚生労働省の人口動態調査によると、65歳以上で亡くなった人で未婚だったのは24年に10万人を超え、10年前の1.7倍だった。

いわゆる「孤独死」に関する警察庁の集計では、65歳以上が約5万8000件と推計され、全体の約8割を占めた。

相続人なき遺産が増えている理由として、少子高齢化が進んでいることに加え、「遺言書の作成率が低いことが関係している可能性がある」と三宅法律事務所の楠部幸路弁護士がブルームバーグの取材にメールで回答した。

日本財団の調査では、遺言書を作成済みと答えた人は全体の3.4%にとどまり、作成予定がない人は8割に上った。調査は日本全国の60歳から79歳の男女を対象に行い、回答数は2000だった。



親族がいない高齢者数の将来推計 | 2050年には子がいらない高齢者数が2倍以上に © 出所：日本総合研究所による推計

日本総研の推計では、24年から50年までの間に、子がない高齢者は約459万人から1000万人超に倍増。3親等内の親族がない高齢者も約286万人から約448万人まで増えると予想する。岡元氏は「未婚率も高く、きょうだいの数も減っていて、晩婚化などで夫婦間に子がないケースも増えている」と述べた